

陸曹候補生に関する訓令を次のように定める。

昭和36年5月26日

防衛庁長官 西村直己

陸曹候補生に関する訓令

改正 昭和51年2月21日陸自訓第3号
平成2年4月7日庁訓第10号
平成19年1月31日省訓第4号
平成21年3月25日省訓第14号
平成21年12月25日省訓第66号
平成25年3月28日省訓第24号
平成28年4月18日陸自訓第16号

(目的)

第1条 この訓令は、陸士長（陸曹候補士、一般陸曹候補生及び生徒陸曹候補生を除く。以下同じ。）で初級陸曹に必要な識見技能を修得するための教育訓練を受ける者（以下「陸曹候補生」という。）の選抜及び教育訓練に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(選抜)

第2条 陸曹候補生は、陸士長として1年以上良好な成績で勤務した者のうちから、当該自衛官の任免権者が選抜する。

2 前項の選抜に関し必要な事項は、陸上幕僚長が定める。

(教育訓練)

第3条 前条の規定により選抜された者は、部隊等において実施する別に定めるところの教育訓練を受けるものとする。

2 任免権者は、陸曹候補生が次の各号の一に該当すると認められた場合は、前項の教育訓練を受けることを停止させるものとする。この場合、その者は、再び前条の規定により選抜される資格を失なうものではない。

(1) 初級陸曹として必要な識見技能を修得しうる見込みのない者

(2) 陸曹となるにふさわしくない行為のあつた者

(3) 心身の故障（公務に起因するものを除く。）により教育訓練を受けることができなくなつた者

(4) その他教育訓練を受けさせることを相当としない相当の理由のある者

3 任免権者は、前項第3号に該当する者について必要と認める場合は、その者の教育訓練を一時停止し、中止の日から一年以内に始まる次期以降の教育訓練を受けさせることができる。

附 則

1 この訓令は、昭和36年5月26日から施行する。

2 陸曹候補生に関する訓令（昭和31年陸上自衛隊訓令第7号）は、廃止する。

3 この訓令施行前において、廃止前の訓令の規定により陸曹候補生試験に合格した者の取扱いについては、なお従前の例による。

4 陸上自衛隊の部隊等における訓練に関する訓令（昭和34年陸上自衛隊訓令第35号）の一部を次のように改正する。

第24条に次の1項を加える。

2 部隊等の長は、前項の訓練に係り、陸曹候補生訓練を計画実施するものとする。

附 則（昭和51年2月21日陸自訓第3号）

この訓令は、昭和51年2月21日から施行する。

附 則（平成2年4月7日庁訓第10号）（抄）

1 この訓令は、平成2年4月7日から施行する。

附 則（平成19年1月31日省訓第4号）（抄）

1 この訓令は、平成19年4月9日から施行する。

附 則（平成21年3月25日省訓第14号）（抄）

1 この訓令は、平成21年3月27日から施行する。

附 則（平成21年12月25日省訓第66号）（抄）

1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日省訓第24号）（抄）

第1条 この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月18日陸自訓第16号）（抄）
（施行期日）

第1条 この訓令は、平成28年4月18日から施行する。